

感染症対策のための指針

(作成年月日：2023年12月1日)

社会福祉法人 浜田福社会

目 次

第1条（感染症対策に関する基本方針）	1
第2条（注意すべき主な感染症）	1
第3条（感染症発生時の対応に関する基本方針）	1
第4条（医療対策委員会の設置）	2
第5条（職員研修に関する基本方針）	2
第6条（利用者及びその家族、職員等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）	3

感染症対策のための指針

社会福祉法人浜田福祉会(以下、「当法人」という)は、感染症の予防及びまん延の防止の指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者及びその家族、職員の安全を確保するための対策を実施するとともに、感染予防・感染症発生時には迅速で適切な対応に努める必要がある。

施設及び事業所の感染症の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本方針を理解し、法人全体でこのことに取り組む。

(感染症対策に関する基本方針)

- 第1条 当法人は、感染症に対する抵抗力が低下している高齢者や、認知機能が低下していることにより感染対策への協力が難しい高齢者等が、集団で生活したり、利用したりする場であることから、感染が広がりやすい環境にあることを認識しなければならない。
- 2 施設や事業所内に感染源を持ち込まないために様々な対策を実施し、集団生活における感染の被害を最小限にすることが求められる。
 - 3 このような前提に立って、感染症を予防する体制を整備し、平常時から必要な対策を実施するとともに、感染症発生時には感染の拡大防止のため、迅速かつ適切な対応を図ることが必要となる。

(注意すべき主な感染症)

第2条 高齢者介護施設・事業所において、予め対応策を検討しておくべき主な感染症として、以下のものが挙げられる。

- (1) 利用者及び職員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症
集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等) 疥癬、結核等
- (2) 健康な人が感染症を発症することは少ないが、感染症に対する抵抗性の低下した人や基礎疾患がある人に発生する感染症。
高齢者介護施設・事業所では、集団感染の可能性のある感染症で、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA 感染症) 緑膿菌感染症等の薬剤耐性菌による感染症等。
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症
基本的には、集団感染に発展する可能性が少ない感染症で、肝炎(B 型肝炎、C 型肝炎)等。

(感染症発生時の対応に関する基本方針)

第3条 感染症が発生した場合、浜田福祉会は、利用者の生命や身体に重大な影響が生じないよう、利用者の保護及び安全の確保等を最優先とする必要な措置を行うため最善を尽くすことを基本方針として、迅速に次のことを行う。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止

- (3) 医療措置
- (4) 行政への報告
- (5) 医療機関との連携

(医療対策委員会の設置)

第4条 当法人内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における対応が迅速に行われ、かつ、利用者及びその家族、職員に最善の対応を提供することを目的として、感染症に係る管理体制を法人全体で取り組むため、医療対策委員会(以下、「委員会」と表記)を設置する。

- 2 委員会は、委員長を設置し、法人内各施設長、各事業所長及び役職者、医療職役職者等で構成し必要に応じ、嘱託医に対して参画を要請する。
- 3 委員会は、毎月1回定期的に開催し、感染症の予防等の検討を行う。また、感染症発生時等において、必要に応じ、臨時委員会を開催する。
- 4 委員会の役割は、次のとおりとする。
 - (1) 法人内感染対策の立案
 - (2) 指針・マニュアル等の整備・更新
 - (3) 利用者及び職員の健康状態の把握
 - (4) 感染症発生時の措置(対応・報告)
 - (5) 法人内感染対策に関する職員への啓蒙(周知・徹底)
 - (6) 研修・教育計画の策定及び実施
 - (7) 各部署での感染対策実施状況の把握と評価

(職員研修に関する基本方針)

第5条 当法人の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発とともに衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練(シミュレーション)」を委員会の企画により、次のとおり実施する。

- (1) 新規採用者に対する研修
新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。
- (2) 定期的研修
感染対策に関する定期的な研修を実施する。
- (3) 訓練(シミュレーション)
施設内に感染症が発生した場合に備えた訓練を実施する。

(利用者及びその家族、職員等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 この「感染症対策のための指針」は、利用者及びその家族、職員等の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページ上に公表し、いつでも利用者及びその家族や職員、関係者が閲覧できるようにする。

附 則

この指針は、2023年12月1日から施行する。